

分収造林契約公募対象地の公示

令和5年12月5日

契約担当官
北海道森林管理局長 吉村 洋

下記のとおり分収造林契約公募対象地を公示します。

記

1 分収造林契約対象森林の明細

(1) 契約対象森林の内訳

募集 番号	管轄森林 管理署等	所 在 地	林 小 班	面 積	契約 予定 樹種	予定 契約 存続 期間	予定す る伐採 の時期 及び方 法	分収割合		備 考
								造 林 者	国	
1	根釧東部	北海道 野付郡別海町 矢白別	1128 な2	5.3000 ha	カラマツ	R05 ～ R55	R55 皆伐 1回	80%	20%	
2	根釧東部	北海道 野付郡別海町 矢白別	1128 な3	4.6700 ha	カラマツ	R05 ～ R55	R55 皆伐 1回	80%	20%	
計				9.9700 ha						

(2) 募集期間

令和5年12月6日から令和5年12月26日までとします。

2 分収造林制度のあらまし

国有林の分収造林は、造林者（国以外の者）が、契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益（販売代金）を国と造林者とで予め契約した一定の割合で分収する制度です。

3 契約の相手方

- (1) 5の(1)から(10)に定める者であって、造林、保育及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第13条に定める保護義務（① 火災の予防及び消防。② 盗伐、誤伐、その他の加害行為の予防及び防止。③ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止。④ 境界標その他の標識の保存。）の履行が確実であると認められる者（自ら造林、保育及び当該保護義務の履行を行うことが不可能な場合であって当該者の負担において、地元森林組合、林業事業体等に依頼することにより造林、保育及び当該保護義務の履行が確実である場合を含む。）。
- (2) 個人についても(1)の要件を満たしている場合は、相手方とすることができるが、できる限りグループを作りそのグループを相手方とするものとする。
- (3) 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」、別紙2「分収造林契約に係る誓約事項」に記載する事項を誓約し、別紙3から6の「分収造林契約書（案）」に記載する条項により契約を締結できる者。

4 申込みの方法

対象地の契約を希望する場合は、別紙7の「分収造林公募申込書」に必要事項を記載の上、個人にあっては住民票、団体にあっては規約書、法人にあっては登記簿謄本（それぞれ写しでも可。）若しくは国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第1条から第4条までに定める書類を添えて、1の(2)の募集期間内に1の(1)に記載する管轄森林管理署等に提出して下さい。

5 契約相手方の決定

分収造林契約の応募が競合した場合は、次の各号の順位を優先順位として選考し、契約相手方を決定します。

- (1) 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる国有林野の活用の場合であって、当該各号に掲げる者。
- (2) 当該林野に密接な関係のある住民で組織する団体（前号に掲げる者を除く。）。
- (3) 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合（前2号に掲げる者を除く。）。
- (4) 当該林野の所在する市町村（第1号に掲げる者を除く。）。
- (5) 都道府県及び市町村（第1号及び第4号に掲げる者を除く。）。
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学、同法第82条の2に規定する専修学校並びに同法第83条第1項に規定する各種学校。
- (7) 一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的として法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出してしているもの。）。
- (8) 「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達）第7の2の(1)に掲げる分収造林契約の相手方（前7号に掲げる者を除く。）。
- (9) 林業、木材、パルプ、木製品製造業及び漆器製造業を営む者が組織する団体。

(10) 林業知識の普及、緑化意識の高揚又は林業の実習に係る分収造林契約の相手方。

6 森林保険への加入

造林者は、分収造林契約後速やかに森林保険に加入することを推奨します(任意加入)。

7 分収林の管理等

造林者は、分収造林契約した分収林について、次に掲げる事項を行わなければなりません。

- (1) 火災の予防及び消防
- (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- (3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- (4) 境界標その他の標識の設置及び保存
- (5) 被害発生の届出又は被害発生のおそれがある場合の届出
- (6) 施業実施等の届出

8 権利の処分等

造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができません。ただし、森林管理局長の許可を受けた場合は、この限りではありません。

また、造林者は、分収造林契約の目的以外の目的に分収林を使用してはなりません。ただし、分収造林契約の目的を妨げないと認めて森林管理局長が許可した場合は、この限りではありません。

9 契約の解除、解約

- (1) 国は、次の各号の一に該当する場合には、分収造林契約を解除することができます。ただし、造林者の責めに帰することができない場合は、この限りではありません。
 - ア 当該契約に定められた植栽期間の始期から1年を経過しても造林者が植栽に着手しないとき。
 - イ 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。
 - ウ 植栽を終わった後5年を経過しても成林の見込みがないとき。
 - エ 造林者が当該契約に定められた植栽、保育又は伐採の方法に従わなかったとき。
 - オ 造林者が「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第13条に掲げる事項の実施を怠ったとき。
 - カ 造林者が「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第16条の規定に違反したとき。
 - キ 造林者がその分収林につき罪を犯したとき。
- (2) 国は、国又は公共団体において分収林を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要を生じたときは、分収造林契約を解除することができます。
- (3) 国は、天災地変その他造林者の責めに帰することができない理由により契約の目的を達する見込みがないと認める場合には、分収造林契約を解除することができます。

- (4) 国は、分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認めた場合は、分収造林契約の解約を申入れることができることとします。

10 契約締結の方法

契約相手方に決定した者に対し追って通知します。

11 現地案内

現地案内を希望する場合は、希望者は1の(2)の募集期間中に当該対象森林を管轄する根釧東部森林管理署（電話 0153－82－2202）に連絡して下さい。

12 照会先

この件について御質問あるいは分収造林制度について、詳しくお知りになりたい方は次にお問い合わせ下さい。

北海道森林管理局（電話 011－622－5218）又は根釧東部森林管理署

(別紙 1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び下記 2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、申請書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日
北海道森林管理局長 殿

住所又は所在地
氏 名又は名 称

(別紙2)

分収造林契約に関する誓約事項

(保護義務等)

第1条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 火災の予防及び消防
 - (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - (3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
 - (4) 境界標その他の標識の設置、保存
- 2 火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、速やかに森林管理署長等（森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理所長をいう。以下同じ。）に報告すること。
- 3 有害動植物又は森林病虫害による被害が発生したときは、速やかに森林管理署長等に報告するとともに、森林管理署長等と協議の上、適切な措置を講ずること。
- 4 分収造林地に設置する標識には、正面にあつては分収林の名称及び面積、裏面にあつては国有林名及び林小班名、右側面にあつては契約年月日、存続期間の終期及び植栽樹種、左側面にあつては造林者の氏名又は名称を記載すること。また、設置に際しては、森林管理署長等に設置場所や設置の必要性の有無等についてあらかじめ協議すること。さらに、標識に異状を発見したときは、速やかに是正措置を行うとともに、森林管理署長等に報告すること。
- 5 分収造林地が遠隔地にある場合など、造林者が直接管理及び保護ができない場合は、地元の森林組合等に依頼することも可能である。その場合は、管理保護方法についてあらかじめ森林管理局長等に協議すること。

(契約内容の変更等)

- 第2条 住所変更、氏名変更、相続、法人の代表者の変更など分収造林契約の内容に変更があつた場合は、速やかに森林管理署長等に届け出ること。
- 2 規約書、定款、造林計画書又は分収造林契約の存続期間を変更したい場合は、あらかじめ森林管理局長の承認を受けること。

(その他の申請等)

- 第3条 防火線若しくは通路の設置若しくは回収又は保育のため分収木を伐採しようとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に協議し、その指示を受けること。

2 分収造林契約を譲渡し若しくは担保に供する場合又は分収造林を目的外に使用しようとする場合は、あらかじめ森林管理局長の許可を受けること。

(林産物の採取)

第4条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる林産物を採取することができる。なお採取にあたっては、分収木を損傷させることのないようにすること。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及びきのこ類
- (3) 分収造林契約のあったあとにおいて天然に生じた樹木であり、森林管理署長が分収木に指定していないもの
- (4) 植栽後20年以内において保育のため伐採する分収木

(解除)

第5条 次に掲げる事由がある場合には、国は分収造林契約を解除することがあるため、注意すること。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき
- (2) 植栽期間が満了しても植栽が完了しないとき
- (3) 植栽後5年経過しても成林の見込みがないとき
- (4) 造林計画書の内容に従わないとき
- (5) 火災の予防等をしなかったとき
- (6) 許可無く目的外使用をしたとき
- (7) 分収林について罪を犯したとき

(その他)

第6条 前各条の外、森林管理署長等により指示があったときは、その指示に従うこと。

分収造林契約の存続期間中、上記事項を遵守する旨誓約いたします。

令和 年 月 日
北海道森林管理局長 殿

造林者 住所
氏名 (名称)

(別紙 3)

分 収 造 林 契 約 書 (案)
(一 般 分 収 造 林)

国 契約担当官 北海道森林管理局長 吉村 洋 (以下「甲」という。) と、
造林者 (以下「乙」という。) とは、
国有林野の管理経営に関する法律 (昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」と
いう。) 及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則 (昭和 26 年農林省
令第 40 号。以下「規則」という。) に基づき、別紙 4 条項を約定して、別
記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書 2 通を作成し、
双方記名押印の上、各その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

国 (甲) 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 7 0 番
契約担当官
北海道森林管理局長 吉 村 洋

造林者 (乙)

記

- 1 分収林の所在 北海道 国有林
森林管理署 林班 小班
- 2 分収林の実測面積 ha
(別紙図面のとおりに)
- 3 契約の存続期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 (年間)
- 4 植栽樹種及びその本数 樹 種
植栽本数 本
(本/ha)
- 5 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
(別紙5 造林計画書のとおりに)
- 6 伐採の時期及び方法 令和 年度 皆伐 回
- 7 収益分収の割合 国 100分の20
造林者 100分の80
- 8 特約事項
(別紙6「暴力団排除に関する特約条項」のとおりに)

(別紙 4)

条 項

- 第 1 条 乙は別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。
- 2 甲は、乙から造林等についての技術指導を求められたときは、必要な指導をするものとする。
- 第 2 条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。
- 第 3 条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木がないときにあっては、契約締結の日から解除の日までの期間につき国有林野管理規程(昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。)第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算して得た金額(以下この条において「貸付料相当額」という。)を、法第 17 条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあっては、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。
- 2 乙は、前項に基づき乙が甲に支払うべき金銭を、甲が定める納付期限までに納付しない場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)第 29 条 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。
- 第 4 条 乙は、甲が法第 11 条第 3 項の規定により天然に生じた樹木を分収木とともに生育させるものとして指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできないものとする。
- 第 5 条 乙が規則第 37 条の規定により定められた搬出期間内にその分収木の搬出を終わらない場合には、その分収木は国の所有に帰するものとする。
- 第 6 条 乙が搬出を終わらない分収木を他人に譲渡する場合には、乙は、搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人に承継させ、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して甲に届け出るものとする。
- 第 7 条 乙は、その定款又は規約を変更する場合には、甲の承認を受けなければならない。
- 第 8 条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。
- 第 9 条 甲は次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。
- (1) 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合
 - (2) 甲の承認を受けることなく乙がその定款又は規約を変更した場合
- 第 10 条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合は、本分収造林契約の解約を申し入れることができるものとする。
- 第 11 条 前 2 条により本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収林は収益分収の割合で分収するものとする。
- 第 12 条 本契約に関し疑義あるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(別紙5)

造 林 計 画 書

経年	年度	樹種	施業種	施業面積 (ha)		総人工数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							

(別紙5)

造 林 計 画 書

経年	年度	樹種	施業種	施業面積 (ha)		総人工数	備考
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							

(注)

- 1 施業種は、地拵、獣害防止、植付、下刈、除伐、つる切、保育間伐、枝打、間伐、主伐、その他に防火線、作業路作設等を記入すること。
- 2 植付は樹種毎に記入し、備考欄に植付本数及びh a 当たりの本数を()内書きとすること。
- 3 防火線、作業路作設は備考欄に路幅、延長を記入すること。
- 4 境界標及び標識の設置計画は備考欄余白に設置予定年度等を記入すること。
- 5 主伐年度まで記入すること。
- 6 伐採面積に法制限等があり、伐期を複数年度に分ける必要がある場合等はすべての伐期を記入すること。

(別紙 6)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、第 1 条各号及び第 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を、造林、保育又は保護等の作業に係る請負人又は当該作業を受託した者（以下「請負人等」という。なお、請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(請負人等に関する契約解除)

第 4 条 乙は、契約後に請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに請負人等との契約を解除し、又は請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該請負人等との契約を解除せず、若しくは請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 5 条 甲は、第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、当該契約の解除された分収木は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲が第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害の賠償算定は、本契約書第 3 条に準じて算出するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 6 条 乙は、自ら又は請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙 7)

分 収 造 林 公 募 申 込 書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿
(森林管理署長 經由)

住所

氏 名

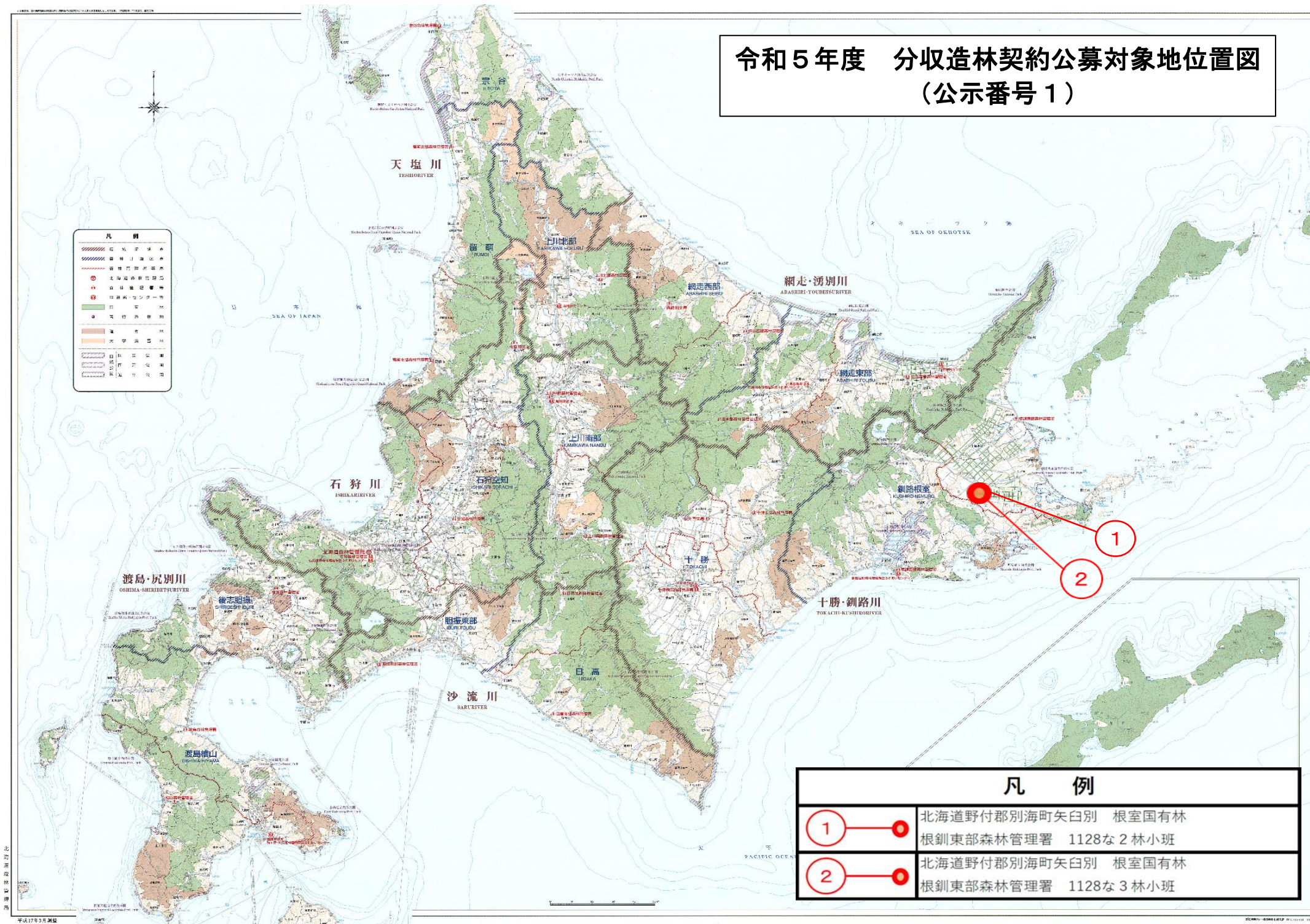
令和 5 年度分収造林契約公募対象地の公示について、公示事項を承知の上、下記対象地の分収造林契約の公募に申し込みます。

なお、申込みにあたり、別紙１「暴力団排除に関する誓約事項」、別紙２「分収造林契約に関する誓約事項」を誓約します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------------|--|----|---|-----|-------|
| 1 | 公示番号 | | | | | |
| 2 | 募集番号 | | | | | |
| 3 | 申込箇所 | 北海道 | 市 | 町 | 国有林 | 林班 小班 |
| 4 | 契約面積 | | ha | | | |
| 5 | 申込理由 | | | | | |
| 6 | 添付書類 | 住民票の写し【個人の場合】
規約書の写し【団体の場合】
登記簿謄本の写し【法人の場合】
国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号）第 1 条から第 4 条までに定める書類【法人等の場合】
造林計画書
【その他必要に応じて位置図、実測図】 | | | | |
| 7 | 連絡先等 | | | | | |
| | （１）担当部署・担当者氏名 | | | | | |
| | （２）書類送付先 | | | | | |
| | （３）連絡先電話番号 | | | | | |

令和 5 年度 分収造林契約公募対象地位置図
(公示番号 1)



北海市森林管理局



令和5年度 分収造林契約公募対象地位置図(公示番号1)
(募集番号1)根釧東部森林管理署1128な2林小班

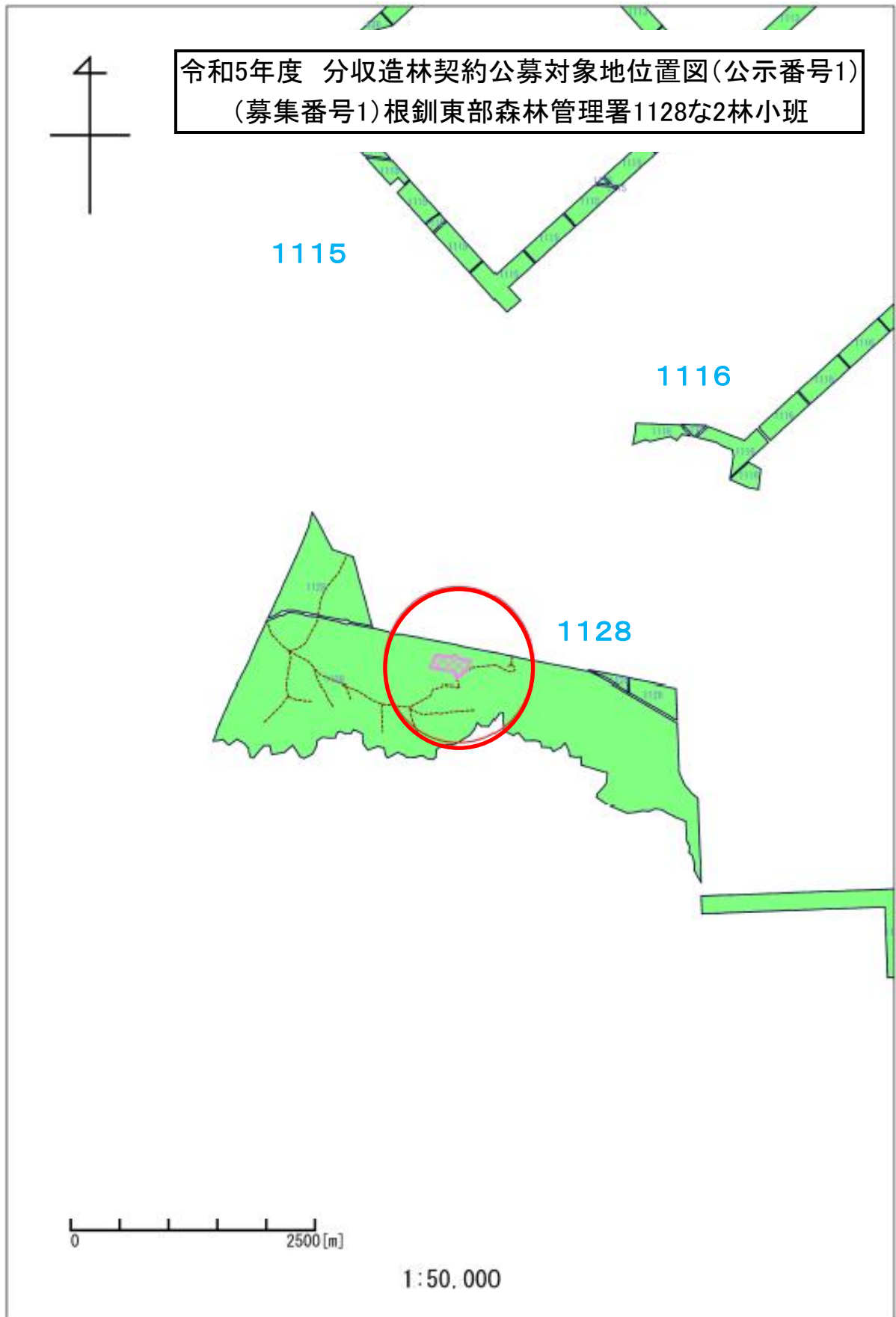
1115

1116

1128

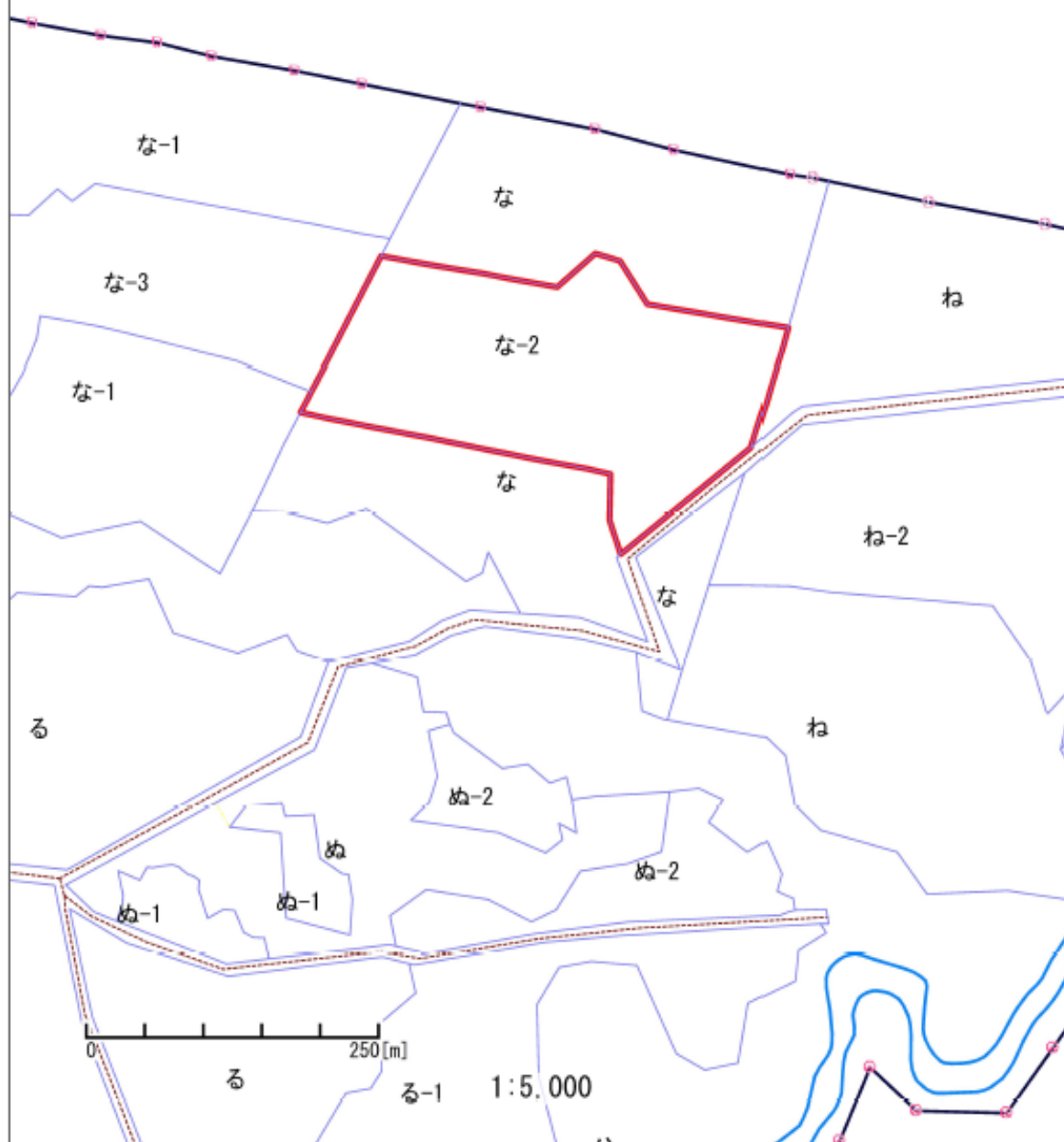
0 2500[m]

1:50,000





令和5年度 分収造林契約公募対象地実測図(公示番号1)
(募集番号1)根釧東部森林管理署1128な2林小班





令和5年度 分収造林契約公募対象地位置図(公示番号1)
(募集番号2)根釧東部森林管理署1128な3林小班

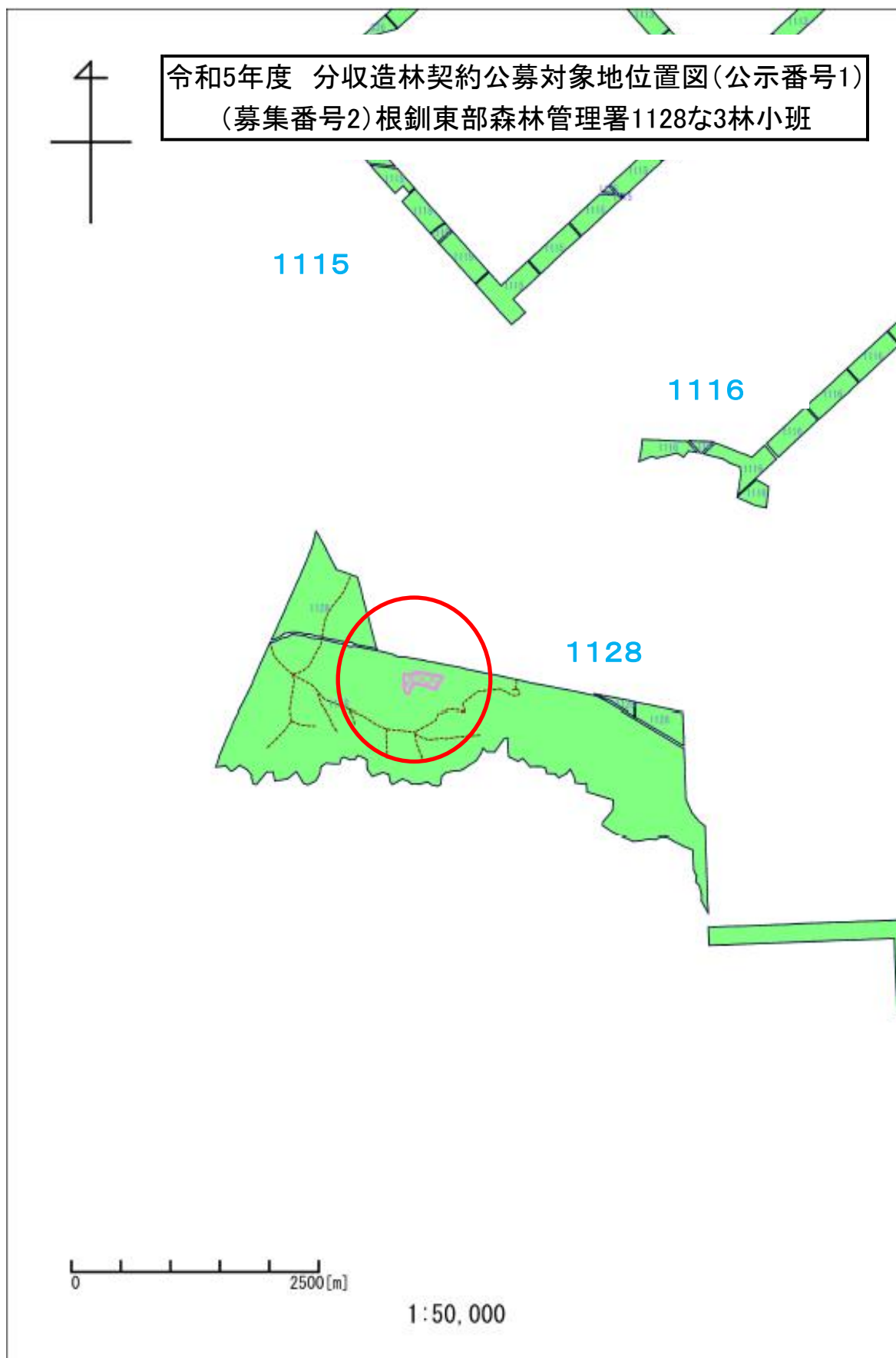
1115

1116

1128

0 2500[m]

1:50,000





令和5年度 分収造林契約公募対象地実測図(公示番号1)
(募集番号2)根釧東部森林管理署1128な3林小班

